

平成22年度

# 外国(特許)出願支援事業費 補助金対象企業

募集案内

財団法人あいち産業振興機構では、知的財産を活用した中小企業づくりを進めるため、県内中小企業が行う外国への特許出願に対する補助制度を設け、この補助金の対象企業を、以下のとおり募集します。特許を活用して海外市場への挑戦をお考えの中小企業の方々の応募をお待ちしています。

## ●受付期間

平成22年6月21日(月)から平成22年7月16日(金)まで

## ●応募資格

県内に事業所を有する中小企業者又はそれらの中小企業者で構成されるグループ

※グループは構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営むもので法人格を有するものに限りします。

## ●補助内容

### □補助対象事業

すでに国内出願済みの特許を活用して海外展開を図るために外国に出願する事業

※平成23年2月28日までに外国への直接出願又は指定国への国内段階移行が完了するものに限りします。なお、他の団体から助成を受けるものは除きます。

### □補助対象経費

外国出願手数料、弁理士費用、翻訳料など

※平成22年4月1日から平成23年2月28日までに契約等をし、かつ支出したものに限りします。ただし、弁理士費用の源泉徴収税の納付については、平成23年3月10日までとします。

※国内出願費用、特許協力条約に基づく出願(いわゆるPCT出願)費用(国際出願手数料、国際調査手数料、送付手数料、優先権証明願、予備審査手数料、日本国特許庁への国内移行手数料等を含む。)、国内出願・PCT出願の弁理士費用は、対象外です。

### □補助金額

補助対象経費の2分の1以内で、1企業(1グループ)150万円を限度とします。

※補助金交付にあたっては、審査委員会での審査結果等により、申請額を減額して交付決定する場合があります。

(裏面に続く)

## ●主な条件

① 1企業（1グループ）1出願に限ります。

※各国への出願は、平成23年2月28日までのものであれば、時期が異なっていても補助の対象となります。（例えば、4月にアメリカ、10月に中国に出願する場合など）

②助成費用申請書提出時に、日本国に特許出願（PCT出願を含む。）をしている必要があります。

③補助金の支払いは、補助対象事業が完了し、実績報告書の提出後となります。

④補助対象事業完了の翌年度から5年間、実用化状況報告書を提出していただきます。

⑤補助対象事業完了の翌年度から5年間、経理書類を保管する義務があります。

⑥補助対象事業によって取得した財産の処分にあたっては、機構の理事長の承認が必要な場合があります。

⑦他の団体の助成を受けるものは対象になりません。

## ●提出書類（各8部）

- ・助成費用申請書（様式は、下記の機構のウェブページからダウンロードできます。）
- ・登記簿謄本の写し  
[個人事業主は住民票の写し。事業協同組合等は定款及び組合員名簿]
- ・直近（1期分）の決算書等の写し  
[個人事業主は直近（1期分）の確定申告書の控え]
- ・法人又は個人事業主の場合は、事業概要（パンフレットでも可）
- ・国内出願書類の写し（公開公報でも可）
- ・外国出願依頼書の写し（既に外国出願している場合は外国出願書類の写し）
- ・外国出願に要する経費が確認できる見積書の写し（契約又は支払済みの場合は契約書類の写し）
- ・外国出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金・補助金等）及び先行（類似）技術調査の結果

## ●選考

機構の審査委員会で選考の上、平成22年9月に対象企業を決定する予定です。

## ●申込方法

上記の提出書類を申込先に郵送又は持参してください。

（郵送の場合は、平成22年7月16日までに必着のこと）

なお、提出書類は、採択・不採択にかかわらず返却しませんのでご了承ください。

---

## ●申込先（問合せ先）

〒450-0002 名古屋市中村区名駅四丁目4番38号

ウイックあいち（愛知県産業労働センター）14階

財団法人あいち産業振興機構 新事業支援部 創業・基盤技術グループ

電話 052-715-3075

FAX 052-563-1438

E-mail info-sougyo@aibsc.jp

ウェブページ <http://www.aibsc.jp/tabid/598/Default.aspx>

---